

非常勤の特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

非常勤の特別職の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 3 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表投票所の投票管理者の部中

1 回につき 1 2, 8 0 0 円	行政職相 当額	
------------------------	------------	--

を

1 回につき 1 4, 5 0 0 円	行政職相 当額	従事時間が投票時間に満たない場合は、1 4, 5 0 0 円を投票時間の時間数で除して得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り上げる。）に従事時間数（その時間に 1 時間未満の端数があるときは、その端数が 3 0 分以上のときは 1 時間とし、3 0 分未満のときは切り捨てた時間とする。）を乗じて得た額とする。
------------------------	------------	---

に改め、

同表期日前投票所の投票管理者の部中「1 1, 3 0 0 円」を「1 2, 8 0 0 円」に改め、同表開票管理者の部及び選挙長の部中「1 0, 8 0 0 円」を「1 2, 2 0 0 円」に改め、

同表投票所の投票立会人の部中

1 回につき 1 0, 9 0 0 円	行政職相 当額	
------------------------	------------	--

「

1 回につき 1 2, 4 0 0 円	行政職相 当額	従事時間が投票時間に満たない場合は、1 2, 4 0 0 円を投票時間の時間数で除して得た額（その額に 1 円
------------------------	------------	---

を

		未満の端数があるときは、これを切り上げる。)に従事時間数(その時間に1時間未満の端数があるときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てた時間とする。)を乗じて得た額とする。
--	--	---

に改め、

」

同表期日前投票所の投票立会人の部中「9,600円」を「10,900円」に改め、同表開票立会人の部中「8,900円」を「10,100円」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。